

西洋の貴族
西洋の貴族の品格を分つ時は凡そ之を三種類に爲すものと得べしと云へり第一は日耳曼風の貴族第二は佛蘭西風の貴族第三は英吉利風の貴族と云へて各自互に其品類を殊にするが如し先づ第一に日耳曼風の貴族を申すは其以前に兎も角今日の所に於ては勢力も無く資産も無く唯古來より其家傳はりたる格式を保つより外に考へを有せず其以前、地地利が日耳曼の聯邦議會に權力を振ひたる當時に在りては日耳曼貴族は悉くその威力に苦められて尋で今の普魯西が日耳曼帝國を建立したる其以來も一層勢力を失して今は殆んど見る影も無き零落に陥り一口に日耳曼公子と稱すれば日本にて噂さしたる公卿の位倒れと云ふが如き意味に彷彿たり次に佛蘭西の貴族は今の王政と與に亡びて痕跡無けれど其以前に於ては財産も裕りにして權威も強く佛蘭西の社會に在りては最も力を展ばたる種族なれども如何せん奢侈贅澤にして肉體の慾に其心を奪はれ自身は王室を扶翼すべきの地位に在りながら却て人民を壓しく事する王室の爲に其怨みを媒助し一朝革命の變起りて王室貴族同時に顛覆されたるは他に原因も有るべきなきを貴族の不始末其勢ひと助け成したるは疑ふべき事實に非ず蓋し貴族は社會關係の薄らざる一階級に於て若し其一族の行爲が人民の利害と反馳する場合に於ては忽ちにして佛蘭西流の貴族と爲るべく去連才能も無く資産も無く漫に自家の品位門閥に己惚れんとすれば又日耳曼公子の剛けりを免かる可らず貴族が其一身を處するの道實に至難と申すべしなり

然るに英國の貴族は之れに反して王室と人民の中間に立ち一族相應の權威は有りながら左りとて人民を壓抑する丈の獨力も無く又王權に向て侵掠を試むるの譯も往かず一種言ふ可ざるの局所己れの地歩を占めて八百年來國家の藩屏として永くその信用を失はざる以亦た故無に非ざるあり尤も英國貴族の弊惡に就て之を言へば非難すべきの簡條決して掛からず其社會上流の權力と擲りながら依然とて封建の餘習を存せし世の進歩に伴はざる如きも亦箇條の一つにして特に新貴族か舊貴族の舊風の爲めに毎々其新色と失ふの次第は我輩前記に於て之を陳述して聊か日本の新貴族に此の覆轍を踏むと無からせんとするの婆心と勸告またれども實は害、利は利にして別ものなり英國貴族がその社會を利益する點より言へば又大に賞すべき處も無きに非ずと申すの次第は第一に凡そ人事に實際に關しては官民公私實富貴賤の間の互ひの情通せしめて謂ゆる不調和軋轉の端を發するの恐をあれ共英國の貴族の身を社會實際の北長として其不調和を預防するの働き尋常に非ざるあり例へば皇室と人民との關係の如きは遠く隔て、相眺むれば一は尊嚴として一は卑賤の懸隔ありて近づき難きに似たりとも貴族の邸の宴席にては親王も來り商人も來り各自手を把り歡々盡して一堂の中に宴宴羅羅すれば其間に春如海の慶色溢ふれて自から昇平歡樂の氣象を添ふべし或は政黨を派東西に相分れて人事の交際隨て隔絶する其際中、貴族が操々なる人士を會して政論外に互ひの胸宇を開き清談放話すれば歡々又味方なく將た其官たり民たるや問ふも違ひある可らず是等は社會上流に交際に付ての話しなれども右の外に貴族の地方に土地を所有し嘗へて毎年十二月の耶誕祭日と云ふ如き吉辰には各其地方を赴きて領内の人民と呼吸光榮大なる宴會を張りて之を慶する事、一般の習ひなり左れば領内の人民も斯る

慶會を以て心待ちに待構へて其待遇の優なるは二倍々歡情を盡して貴族を迎へ、貴族も亦その人望を收めんと欲して交際を怠らざるが故に上下は親睦次第に親密なりと云へり或は是れ以下に及びては各寺領内に會堂を設け教育所を起し又小學校を作りて貧民子弟の幸福を進むる爲めの善根を施し或は文人學士を招聘してはその詩文を開き或は工學技藝の人を尊敬してはみれに工業土木の事を托する等凡そ英國の貴族がその交際贊助の樂みと無益にせずして政治社會學問社會上下公私官民尊卑に普くその利澤と及ぼすは之れを日本の華族等に比して著し相連の有るものと事實に於て蔽ふ可らず又第二に英國貴族の出色とせる所はその婚姻の法に貴族めきたる制限なく、平民社會の女子を娶ると自由なるに在り同國一俟一貴女と云へる言葉あり蓋し女子生れて上流の教育を受け品行高尚にして所謂レナーの資格を有する者にさへあれば相撰んで貴族に配偶するを得べく貴族も亦みれを娶りて憚らざるの意味あらんに之に反して日耳曼の貴族は家の貧寒あるにも拘はらず今に同族相婚の舊法を守りて小天地に得々たるもの、如し今この二國の貴族を並らべて日本の華族は何處の方に似たるやと尋れば素より日耳曼風にして其の婚姻の法甚だ易からず維新以來西民同權とて法律上には結婚自由なれども其むかへは上士と下士の級別を許されざりし程にして今日に於ても平民の娘が華族の家に嫁するが如きは習慣の禁する所なり抑も同族婚姻の事は遺傳の法に於て人種を虛弱無能ならしむるの害甚きものなれば大名侯伯正室は夫人に生れたる兒子の薄弱なるは三百年間徳川の治世に就てもその實を見る可し婚姻の區域いよ狭くしていよ不利なりと雖も一國固有の習慣は容易に破る可らざるものならんのみ英國婚姻法は自由にして東縛を脱し日耳曼貴族の冷笑する處なる由かれ共其遺傳血統を新鮮にして有爲の人物を作るは我輩は大に英國貴族に風習を贊成せざるあり要するに交際及び婚姻の兩事、日本今日の華族に取りては其の遠く英國の貴族に及ばざるは勿論或は將來の成行一つとしては王室と人民の間に立切べき正當任務を外れて萬々佛蘭西の貴族たるべき恐れは無きも尙ほ或は日耳曼貴族の風氣に浸漸して己れを悟らざる無きを期す可らず、英國の貴族欠點無きと非ずと雖も其缺點は存せざる處も於ては日本の華族は事る英國風貴族として永く皇室と人民の中間に溫和の地歩を占めんと國の爲に偏し希望して已まざるなり

官報

○勅令
朕監軍部條例ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セシム
御名 御璽
明治二十年 五月三十一日 陸軍大臣伯耆伊藤博文 勅令第十八號

監軍部條例
第一條 監軍部ハ之ヲ東京ニ置キ陸軍軍隊練成ノ齊一ヲ規畫セシム
第二條 監軍部ニ陸軍軍一八ヲ置キ大將若シハ中將ヲ以テ之ニ任シ直ニ天皇陛下ニ對シテ第三條 監軍部ニ幕僚ヲ置キ幕僚ヲ參謀部及副官部ニ分ツ
第四條 幕僚ニ參謀長一人ヲ置キ少將若シハ大佐ヲ以テ之ニ補ス
第五條 參謀部ニ少佐大尉各一人副官部ニ少佐大尉各一人ヲ置キ其下ニ書記五人ヲ附ス
第六條 監軍部下ニ將校學校監一人ヲ置キ少將ヲ以テ之ニ補ス
第七條 監軍部ニ少將若シハ中將ヲ以テ之ニ補ス
第八條 監軍部ニ少將若シハ中將ヲ以テ之ニ補ス
第九條 監軍部ニ少將若シハ中將ヲ以テ之ニ補ス
第十條 監軍部ニ少將若シハ中將ヲ以テ之ニ補ス
第十一條 監軍部ニ少將若シハ中將ヲ以テ之ニ補ス
第十二條 監軍部ニ少將若シハ中將ヲ以テ之ニ補ス
第十三條 監軍部ニ少將若シハ中將ヲ以テ之ニ補ス
第十四條 監軍部ニ少將若シハ中將ヲ以テ之ニ補ス
第十五條 監軍部ニ少將若シハ中將ヲ以テ之ニ補ス
第十六條 監軍部ニ少將若シハ中將ヲ以テ之ニ補ス
第十七條 監軍部ニ少將若シハ中將ヲ以テ之ニ補ス
第十八條 監軍部ニ少將若シハ中將ヲ以テ之ニ補ス
第十九條 監軍部ニ少將若シハ中將ヲ以テ之ニ補ス
第二十條 監軍部ニ少將若シハ中將ヲ以テ之ニ補ス

○第七條 將校學校監ノ下ニ副官二人ヲ置キ中少佐及大尉ヲ以テ之ニ補ス
○第八條 將校學校監ノ下ニ副官二人ヲ置キ中少佐及大尉ヲ以テ之ニ補ス
○第九條 將校學校監ノ下ニ副官二人ヲ置キ中少佐及大尉ヲ以テ之ニ補ス
○第十條 將校學校監ノ下ニ副官二人ヲ置キ中少佐及大尉ヲ以テ之ニ補ス
○第十一條 將校學校監ノ下ニ副官二人ヲ置キ中少佐及大尉ヲ以テ之ニ補ス
○第十二條 將校學校監ノ下ニ副官二人ヲ置キ中少佐及大尉ヲ以テ之ニ補ス
○第十三條 將校學校監ノ下ニ副官二人ヲ置キ中少佐及大尉ヲ以テ之ニ補ス
○第十四條 將校學校監ノ下ニ副官二人ヲ置キ中少佐及大尉ヲ以テ之ニ補ス
○第十五條 將校學校監ノ下ニ副官二人ヲ置キ中少佐及大尉ヲ以テ之ニ補ス
○第十六條 將校學校監ノ下ニ副官二人ヲ置キ中少佐及大尉ヲ以テ之ニ補ス
○第十七條 將校學校監ノ下ニ副官二人ヲ置キ中少佐及大尉ヲ以テ之ニ補ス
○第十八條 將校學校監ノ下ニ副官二人ヲ置キ中少佐及大尉ヲ以テ之ニ補ス
○第十九條 將校學校監ノ下ニ副官二人ヲ置キ中少佐及大尉ヲ以テ之ニ補ス
○第二十條 將校學校監ノ下ニ副官二人ヲ置キ中少佐及大尉ヲ以テ之ニ補ス

定價金四十五錢

第三國立銀行

今君轉